※市役所への郵送は【〒441-3492　住所不要】

10月から児童手当制度が変わります

◆手当月額が変わります

9月まで	対象	10月～	
1万5,000円	0～2歳	1万5,000円	第3子以降0～18歳に3万円
1万円(第3子以降は1万5,000円)	3歳～小学生	1万円	
1万円	中学生	1万円	
なし	高校生	1万円	

◆支給対象者の所得制限を廃止します

9月まで	10月～
世帯主の年収により5,000円に減額または支給なし	所得制限を廃止

◆支給期月が変わります

9月まで	10月～
10月、2月、6月	10月、12月、2月、4月、6月、8月
前月分までの4カ月分を各月7日に支払	前月分までの2カ月分を各月7日に支払 ※10月までは4カ月分を支給

◆対象児童の年齢を引き上げます

【9月まで】第1子が高校生(18歳以下)

(例)高校生　中学生　小学生

0円　1万円　1万5,000円

※支給対象児童は中学生以下

Point! 小学生以下の第3子は、1万5,000円支給されます。

【10月～】第1子が大学生など(22歳以下)

(例)大学生　高校生　中学生

0円　1万円　3万円

※支給対象児童は高校生以下

Point! 高校生以下の第3子は、3万円支給されます。

※詳しくは、お問い合わせください。

◀市HP

▶子育て支援課
☎ 23-3513

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう!

	内　容	対象	問い合わせ
個人事業税第1期分	8月中旬に県から対象者宛てに納税通知書をお送りします。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。　納期限:9月2日(月)	県内で個人事業を営む方のうち、課税対象になる方	東三河県税事務所 ☎(0532)35-6127
今月の納税・使用料	納期限:9月2日(月)　市県民税・森林環境税(2期)、国民健康保険税(2期)、市営住宅使用料・保育料(8月分)、後期高齢者医療保険料(2期)、水道料(6・7月分)、下水道料(6・7月分)、農業集落排水施設使用料(6・7月分)		

しその葉の結束・パック詰め
内職さん募集
年齢問わず
時間要相談
ご応募お問合せ 0120-79-0094 090-7300-5018 受付時間8:00~17:00
(有)グリーンファーム樅山(もみやま)
田原市八王子町字道上99
未経験者OK!

重量鉄骨で頑丈な建物を建てます!
まずはご相談ください!
住宅・倉庫・車庫・リフォームなど
社員 募集中!
株式会社 ディーテック
D-TEC
TEL.0531-25-0041
田原市野田町東野口16-2